薬 害 オン ブ ズ パ ー ス ン 会 議代 表 鈴 木 利 廣

トログリタゾン (ノスカール) に関する緊急要請書

私たち薬害オンブズパースン会議は、トログリタゾンにつき、後記の理由から下記の通り緊急の要請をする次第です。

要請

- 1、貴社が所有している臨床試験データ、副作用症例のデータを初めとする全ての未公表データ を早急に公表して下さい。
- 2、本剤の危険性について、医師・医療機関・患者に周知徹底させるため、更に効果的な対策を講じて下さい。

要請の理由

、これまでの動き

トログリタゾンは、貴社がインスリン抵抗性改善剤としてノスカールの商品名で販売している製剤ですが、発売から僅か約9ヶ月の間に下記のように重大な出来事が続いています。

- 1997年
 - 10・30 米国で添付文書改訂(「警告」欄に肝障害の危険性と定期的肝機能検査の必要性を記載)
 - 1 1 · 2 1 中央薬事審議会副作用調査会で肝障害 8 例(内死亡 1 例)を検討。添付文書改訂を指示。
 - 11・22 毎日新聞報道
 - 11・25 三共が「使用上の注意」改訂のお知らせ。重大な副作用の項を新設。

12・1 新たに肝障害 5 例 (内死亡 2 例)報告。投与 15 万人 (FDA talk paperでは 20 万人)。

緊急安全性情報配布。添付文書再度改訂(警告欄新設 肝障害による死の危険。 定期的な肝機能検査の必要性。患者への説明の必要性。)

米国でも FDAが再度警告(肝機能検査をより頻繁に)

英国では製薬企業が自主的に販売中止。

- 12・2 読売・朝日が報道。
- 12・25 副作用追加症例報告。入院あるいは入院相当の重症肝障害患者74人、その内 4人死亡(毎日新聞報道)。

更に貴社あるいは厚生省にはその後更に多くの副作用症例の追加報告が寄せられているとの 情報があります。

、トログリタゾンの危険性

その一、症例が重大かつ大量であること

- 1、これまで公表されたところによれば、15万人(あるいは20万人)に74人、つまり20 27人乃至2700人に1人の割合で、入院あるいは入院に相当する重症肝障害患者が出現し、 しかもその死亡率は5%を超えているということになります。これは、異常に多い副作用の発 生率です。
- 2、しかも、これが発売わずか半年余の間のことであることからすると、今後更に大量の症例が 報告されてくる可能性を否定出来ません。

その二、無限定使用の危険性

日本人の全糖尿病患者は500~600万人(その内、治療を受けている患者は185万人前後)と推定され、その内95%前後(すなわち治療を受けている患者の内約175万人)がこのインスリン非依存型糖尿病であるとされています。トログリタゾンの適応では「食事療法、運動療法のみで十分な効果が得られずインスリン抵抗性が推定される場合あるいはスルフォニルウレア剤が効果不十分な場合に限る」として、インスリン非依存型糖尿病の患者の内でもその投与適応に限定が付されています。しかし、発売約半年で15~20万人に処方されたという事実は、既にインスリン非依存型糖尿病患者の1割以上の者に対して投与されたということ

を示し、臨床現場では投与対象を充分に吟味しないままインスリン非依存型糖尿病患者一般へ の無原則的な適応拡大が行われているという恐れを否定できません。

その三、隠された危険の存在

- 1、臨床試験では2~4%の貧血、約5%のLDHの上昇、約1%の白血球減少、0.3%の血小板減少、1.2%の浮腫、0.6%の発疹などが報告されていますが、これらの副作用がどのような機序で何故起こるのか、またどうすれば防げるのかは治験論文等を見る限り十分明らかにされたとは言えません。
- 2、今問題となっている重症肝障害についても、そのは発症機序は明らかにされていません。
- 3、また、動物実験でも明らかになっていた肥満の副作用について、この薬の作用機序が幼弱な 脂肪細胞を増殖させることによって行われているのではないかと推定されていることと関わり があると考えられていますが、そうであればそれはこの薬の作用機序そのものに伴う本質的な 副作用ということになり、今後この薬の使用が更に広がり長期化していく場合、これが問題と ならないという保証はなにも無いことになります。
- 4、先に指摘したようにインスリン非依存型糖尿病患者数からする潜在的な危険グループの大き さと併せ、この意味でも現在報告されている副作用症例は、この薬が将来起こす可能性のある 副作用症例のほんの氷山の一角と捉えるべきことになります。

その四、予見・防止の困難性

- 1、1997年12月に厚生省から出された「緊急安全性情報」によれば「少なくとも1ヶ月に 1回の定期的な肝機能検査を実施」し、「GOT、GPT値の上昇等肝機能検査値の異常や黄 疸が認められた時には、投与を中止すること」が求められています。
- 2、しかし、報告されている死亡症例を見ると、肝機能の異常が現れてトログリタゾンの投与を中止した後に、肝萎縮や黄疸が進行して死に至っているケースがあり、症状が現れてからの投与中止では救命出来ない場合があることが示されています。少なくとも公開されたデータのみによっては、この薬による肝機能障害が、どのような進み方をし、どの時点で不可逆的なものになるのかは不明です。
- 3、つまり、緊急安全性情報に従って1ヶ月1回の肝機能検査を実施していれば重篤な副作用を 防止出来るとする根拠を私たちは確認することが出来ませんでした。まして、どのような患者 にこの重大な副作用が生じ得るのかということを未然に予見する方法(副作用発症のハイリス

クグループ識別の基準)は全く明らかにされていません。

その五、トログリタゾンの効能についての疑問

- 1、トログリタゾンに関する治験論文等は後記文献資料記載の通りですが、これらに共通する特徴は、トログリタゾンの効果(有益性)の評価ポイントを血糖値及びHbAlc(グリコヘモグロビン)の検査数値の推移によって判定していて、糖尿病の種々の合併症の発症、進行の抑制等や生命予後の改善にどのように効果があったかというポイントでの比較対照は一切なされていないことにあります。
- 2、この点で、古くはUGDPの無作為化比較対照試験、新しくはUKPDSの多施設共同比較 対照試験は、エンドポイントとして血管合併症や死亡を取り上げて行われています。私たちは 糖尿病治療薬の効果判定は、本来このようなエンドポイントを設定した無作為化比較対照試験 によるべきではないかと考えています。そうした形での検証が無い限り、その薬が本当に糖尿 病治療に有効であるかどうかは確定出来ないからです。

、結語

- 1、イギリスでは、日本とアメリカにおける本剤による副作用情報に接して、製薬会社が自主的に本剤の発売中止を決断しています。
- 2、私たちは、「その一」から「その四」で指摘したこの薬の重大な危険性、そして「その五」に記したような本剤が糖尿病患者の合併症の防止あるいは予後の改善にとって本当に効果があるかどうか未確定であることなどを総合的に考慮するなら、本剤について、糖尿病治療専門医に限り使用を認めるという限定を付すとか、更には安全性が確認されるまでの間の使用の一時停止などの措置も検討されるべきではないかと考え、既に先週の末に厚生省にその旨検討方を要請する文書を提出しております。
- 3、貴社におかれても、本剤に関連する全てのデータを公表するとともに、医師・医療機関・患者に対する危険情報の周知徹底のために更に効果的な方策を講じ、これ以上の副作用被害患者の発生を未然に防止するため最善を尽くされたく本要請をするものです。